

# 水道だより

2022年度版 Vol.22

Wakayama City Enterprise Bureau

お届けします！  
安全で安心な水を



## 水道管の耐震化を進めています！

より強い水道管に変身中！ ..... 2

- 新水道事業ビジョンを策定 ..... 2
- 企業局の取り組み ..... 3
- 令和2年度水道事業決算状況/  
郵便物送付先住所の登録について ..... 4
- 水道水の安全管理について/  
災害が起こる前に ..... 5
- 水道メーターの取替えについて ..... 6
- よくある質問 ..... 7
- 水道料金/各種お問い合わせ先 ..... 8

編集・発行 / 和歌山市企業局

経営管理部 企業総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL. 073-435-1124

FAX. 073-435-1280

和歌山市ホームページ

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/suido>

和歌山市企業局ツイッター

[https://twitter.com/w\\_city\\_suido](https://twitter.com/w_city_suido)

和歌山市企業局



和歌山市企業局

# より強い水道管に変身中!

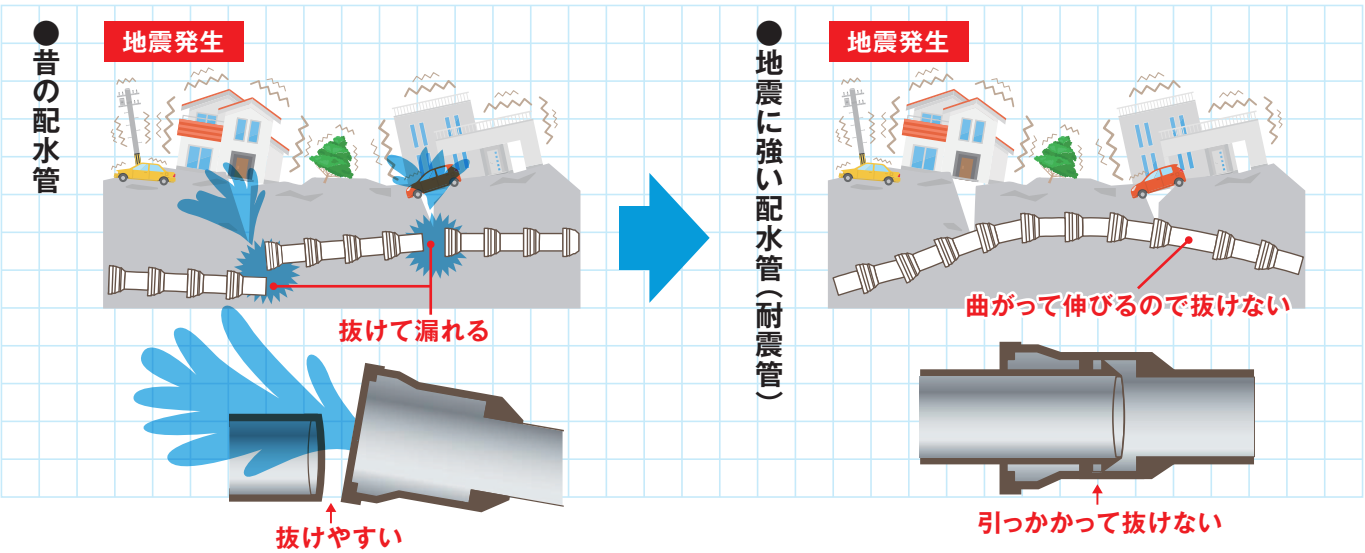


## 水道管の耐震化を進めています

水道管の被害を減らすため、新しい水道管（地震が起きても壊れない「耐震管」）に取り替える工事を計画的に行っています。

**耐震管とは**  
地震などによる地盤の揺れが起こった時、管と管のつなぎ目部分が屈曲・伸縮することと、中にある突起に引っかかることで抜け出さない仕組みになっている水道管です。

お願い | 工事中は、騒音・交通規制などでご迷惑をおかけしますが、水道管の取り替え工事（耐震化）にご協力をお願いします。



■問合先 管路整備課 電話 435-1301

## 新水道事業ビジョンを策定



市内全域の安定給水を確保するため、新水道ビジョンに掲げられた「持続」「安全」「強靱」の理念に基づき、本市の水道事業が抱える課題を整理し、その方向性を示すことを目的として「和歌山市新水道事業ビジョン」の策定に取り組みます。

■問合先 水道企画課 電話 435-1127



### 和歌山市水道ビジョン





企業局初!(土地に関する協定)

# 株式会社紀陽銀行と 遊休地に係る包括連携協定を 締結しました!



企業局が保有する遊休地の有効利用について、金融機関が持ち合わせている特性を活かし、お互いの事業活動を推進し地域の活性化を図ることを目的として、令和3年7月21日、包括連携協定を締結しました。



## ●遊休地の有効利用に関する調査研究及び広報活動

企業局が所有する遊休地の売却または賃貸借等について、どういった有効利用が図れるのか、現状の調査を基に研究を行い、遊休地について広報を行います。

## ●遊休地の活用を行う者との調整

遊休地に興味がありそうな事業者とのマッチングを図り、遊休地の売却または賃貸借等についての説明を行えるよう調整を行います。

■問合せ先 経理課 電話 435-1125

## 六十谷水管橋破損による断水等について大変ご迷惑をおかけしました

令和3年10月に発生しました六十谷水管橋破損による断水により、多くの市民の皆様、事業者の皆様には大変なご不便をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

また、復旧にあたり、企業・団体を始め多くの自治体などのご厚情により、多大なご協力、ご支援を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

# 令和2年度水道事業決算状況

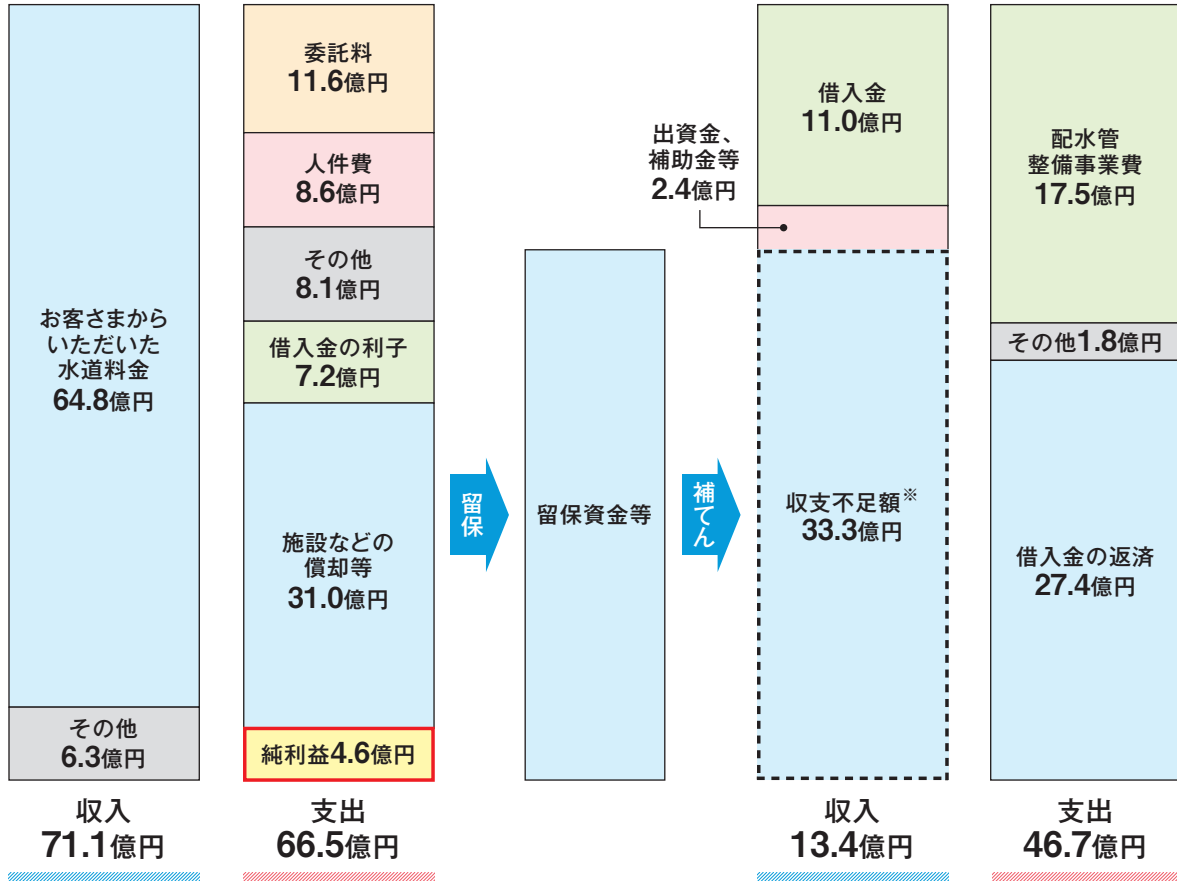
貸借対照表及び損益計算書については、和歌山市ホームページに掲載しています。

水道水をつくりお届けするための収入と支出(税抜)

水道施設をつくるための収入と支出(税込)

## [収益的収支]

## [資本的収支]



※収支不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

## 郵便物送付先住所の登録について

企業局からの郵便物は、水道メーター検針時にお届けしている「使用水量のお知らせ」に記載の住所(検針先住所)に送付されます。メーター設置場所が空き地、倉庫等で企業局からの郵便物をお受け取りいただけない方は、受け取り可能な住所(送付先住所)の登録をお願いします。

こちらのご住所をご確認ください。相違がある場合はご連絡をお願いします。

使用水量のお知らせ	請求予定金額のお知らせ	口座振替済のお知らせ
年 - 月 分	今回請求分 年 - 月 分	振替月分 年 - 月 分
住所 氏名 お客様番号 巡回番号 地区(冊番) 親番 枝番 親番 枝番 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日 今回指示数 m <sup>3</sup> 前回指示数 m <sup>3</sup> 取替までの水量 m <sup>3</sup> 使用水量 m <sup>3</sup> メーター取替日 年 月 日 連絡事項	水道料金 円 (うち消費税等) 円 下水道使用料 円 (うち消費税等) 円 請求予定合計金額 円 (うち消費税等) 円 口座振替日 年 月 日 用途 戸数 口径 メーター番号 検針日 年 月 日 検針員	使用水量 m <sup>3</sup> 水道料金 円 (うち消費税等) 円 下水道使用料 円 (うち消費税等) 円 合計振替金額 円 (うち消費税等) 円 振替日 年 月 日 上記の金額をご指定の口座から振替収納いたしました。
管理No. 〒640-8156 和歌山市七番丁16番地 ワイチビル1階 和歌山市水道料金センター TEL 435-1298		

■問合先  
和歌山市水道料金センター  
電話 435-1298

(ご注意) 本票により集金することはありません。



# 水道水の安全管理について

～安全な水をお届けするために～

企業局では、主に紀の川の水を利用して水道水を作っています。いつでも安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水源から蛇口まで厳しい水質管理を行っています。

## ●水質検査計画の策定

毎事業年度の開始前に、水質検査の項目や頻度等を定めた水質検査計画を策定し公表しています。

## ●紀の川水質調査

水道の水源としている紀の川の水質動向を把握するため、和歌山市から紀の川上流の奈良県吉野郡大淀町までの水質調査を行っています。



### 毎日検査

市内の公園や支所・連絡所等で、給水栓水の色、濁り、残留塩素濃度を毎日1回検査しています。

### 定期水質検査

浄水場で作られた水や、毎日検査と同様の給水栓水を採水し、水道法に定められる水質基準項目や水質管理目標設定項目の検査を毎月1回行っています。



定期水質検査結果と毎日検査結果は「水質年報」及び和歌山市ホームページで公表しています。

### 水質年報の閲覧

- 和歌山市総務局総務部総務課
- 和歌山市民図書館

### 和歌山市ホームページ

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/suido>

■問合せ先 水質試験事務所 電話 471-6950

## ～災害が起こる前に～ ご家庭や職場での備え

### ▶非常用の水を確保しましょう

- \*飲料水の備蓄の目安は、1人あたり1日3リットル、最低3日分で9リットル以上を目安にしてください。
- \*お風呂の残り湯などは、飲用以外の生活用水として利用できます。(小さなお子さまの事故には十分注意してください)

### ▶給水を受ける容器(ポリタンクや非常用給水袋など)を準備しておきましょう

### ▶停電によるマンション等での断水に備えましょう

中高層マンションやビルなどは電力で動くポンプで水を送っていることが多いため、停電時には断水の可能性があります。非常用給水栓の有無など、事前に建物の管理者に確認しておきましょう。



# 水道メーターの取替えについて

ご協力をお願いします!

メーターボックス内の水道メーターは、計量法で有効期限(8年)が定められており、企業局では有効期限が経過する前に無料で取替えを行っています。

令和4年度 取替地区

宮前・貴志・東山東・湊・  
宮北・和佐・木本(一部)・  
有功(一部)・三田(一部)

- 取替対象のお客様には、事前に「水道メーターの定期取替のお知らせ」を配布します。
- 取替作業は企業局が委託した指定工事業者(証明書・腕章を携帯)が行います。
- 取替作業中は一時的に水道の使用ができなくなります。

メーターボックス



取替時のお願い

- 取替作業のため、お客様の敷地内に立ち入らせていただきます。
- メーター取替えに際してお客様の立会いは原則不要ですが、メーターが車の下や家の中にある場合などは立会いをお願いすることがあります。

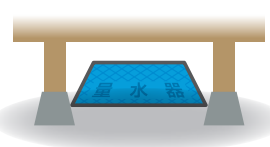
水道メーターの取替えや検針(2か月に1度)を円滑に行うため、ご協力をお願いします。



メーターボックスの上には車や物を置かないようにしてください。



犬は放し飼いにせずに、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでください。



家の増改築などで、メーターが床下や屋内になる場合は、検針や取替えのしやすい場所へ移してください。



水道メーター

■問合先 営業課 電話 435-1128

## 悪質な業者による訪問販売や電話勧誘にご注意を!

企業局では次のような行為は一切行っていません



- お客様からの依頼なく、水質検査に訪問することはありません。



- 水道管内の汚れの洗浄を勧めることはありません。



- 浄水器などの使用を勧めたり、販売することはありません。



おかしいと思ったら…

本人を確認できる証明書等の提示を求め、不審な点があれば企業局にお問い合わせください。

■問合先 企業総務課 ☎435-1124

契約・支払いをして困ったときは…

クーリングオフ制度が適用される場合がありますので、ご相談ください。

■問合先 和歌山市消費生活センター ☎435-1188

# みなさまからのよくある質問



## Q.1

- 水道料金や使用水量について知りたいのですが。
- 引っ越しをするのですが手続きは？
- 水道使用者の名義を変更したいのですが。
- 水道の開栓・閉栓について など

## A.水道料金センターへお問い合わせください

所在地：和歌山市七番丁16番地  
ワイチビル1F(和歌山市役所西側)  
電話番号：073-435-1298  
営業時間：平 日 8:30~19:00  
土曜日 8:30~17:00  
※日曜日、祝日、年末年始  
(12月29日~1月3日)を除きます



## Q.2

- 水道料金が急に高くなりました。家の敷地内で漏水しているかどうか調べることはできますか？

## A.お客さまのお宅の水道メーターで簡単に調べることができます。

水道を使用していない状態で、水道メーターのパイロット(メーターの指示数の下にある赤色または銀色の小さいボタンのようなもの)が回転していれば、水道メーターから蛇口までのどこかで漏水している可能性があります。「水漏れかな?」と思われた場合は、水道料金センター(073-435-1298)までご連絡ください。

修繕を行う場合は、企業局指定給水装置工事業者に依頼してください。なお、水道メーターから蛇口までの漏水についての修繕費用は、お客様のご負担となります。

パイロット



水道メーター



## 水道料金 基本料金 と 従量料金 の2つで構成されています

水道料金表(2か月分) 消費税及び地方消費税(10%)を含む

口径・用途	基本料金	従量料金(1㎡につき)					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,540円	1㎡~20㎡ 22円	21㎡~40㎡ 154円	41㎡~60㎡ 181円 50銭	61㎡~100㎡ 220円	101㎡~200㎡ 275円	201㎡~
20mm	2,200円						
25mm	3,080円						
40mm	7,700円	1㎡~40㎡ 154円		41㎡~60㎡ 181円 50銭	61㎡~100㎡ 220円	101㎡~200㎡ 275円	201㎡~
50mm	14,520円						
75mm	29,480円						
100mm	47,080円						
150mm	101,200円						
200mm	145,200円						

## 水道料金の計算例 (2か月使用した場合)

メーター口径13mmで2か月に50㎡使用した場合



**基本料金 1,540円**

**従量料金**



22円×20㎡=440円

154円×20㎡=3,080円

181円50銭×10㎡=1,815円

**合計6,875円**(円未満は切り捨て)

\*水道料金は2か月ごとに検針を行い、請求します。

【マンション等複数戸数の場合】

\*届出されている使用戸数に応じて口径13mmの料金を適用して算出します。現在届出されている戸数は検針時に投函する「使用水量のお知らせ」等に記載しています。  
\*使用戸数とは、マンション等で入居又は退去により変動する実際の戸数であり、現在届出されている戸数は検針時に投函する「使用水量のお知らせ」等に記載していません。料金算定の基礎となりますので、変更があった場合は必ずお届けください。  
\*計算例については、和歌山市ホームページをご覧ください。または水道料金センターへお問い合わせください。

## 下水道使用料

**基本料金** と **超過料金** の2つで構成されています

下水道使用料料金表(2か月分) 消費税及び地方消費税(10%)を含む

区分	基本料金		超過料金(1㎡につき)			
	排除汚水量	金額	第1段	第2段	第3段	第4段
一般汚水	20㎡まで	2,494円 80銭	21㎡~60㎡ 189円 20銭	61㎡~200㎡ 243円 10銭	201㎡~1000㎡ 297円	1001㎡~ 344円 30銭
公衆浴場汚水	排除汚水量 1㎡につき11円					

## 下水道使用料 の計算例 (2か月使用した場合)

2か月に50㎡使用した場合



**基本料金(20㎡までの分) 2,494円80銭**

**超過料金**



(21㎡~50㎡までの分)

189円20銭×30㎡=

5,676円

**合計8,170円**(円未満は切り捨て)

\*お支払いは水道料金と一緒に請求します。  
(下水道使用料単独請求分は除く)

## 水道料金・下水道使用料のお支払方法について

### (1) 口座振替

金融機関に預金口座がある場合、預金口座から自動的に引き落とされる制度です。お客様番号がわかるもの(領収書・使用水量のお知らせ)・通帳・通帳印をご持参の上、取引金融機関(和歌山市内に本支店のある金融機関)の窓口でお申し込みください(商工中金を除く)。

### (2) 窓口納付

和歌山市内に本支店のある金融機関、郵便局(近畿2府4県)、取扱いコンビニエンスストア、水道料金センターでお支払いいただけます(商工中金を除く)。

### (3) スマートフォンアプリを利用したお支払い方法

利用できるキャッシュレス決済の種類:PayB(ペイビー)・PayPay(ペイペイ)・LINEPay請求書払い(ラインペイ)・支払秘書 \*コンビニエンスストア収納及びスマートフォンアプリは下水道使用料単独請求分の取り扱いはありません。

■問合先 **和歌山市水道料金センター** 電話 435-1298



## 水道に関する各種お問い合わせ先

お問い合わせ内容	担当部署	電話番号
上下水道の料金について	和歌山市 水道料金センター (和歌山市役所西側ワイチビル1F)	073-435-1298
水道の使用開始・中止について ※4、5日前までにご連絡ください		
検針、料金のお支払い、使用者、使用戸数(マンション等)などの変更、口座振替について		
給水装置の所有権の変更について		
漏水、濁り水、出水不良、修繕について	維持管理課	073-435-1131
企業局指定給水装置工事事業者について	営業課	073-435-1128
水道水の水质について	水质試験事務所	073-471-6950
その他のお問い合わせ	企業総務課	073-435-1124
土・日・祝・夜間・年末年始の緊急連絡先	警備員室	073-435-1313